

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|---|----|
| <p data-bbox="264 177 904 212">貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則</p> <p data-bbox="555 240 952 268">平成13年4月1日 01-制度-00027</p> <p data-bbox="566 280 952 308">沿革 平成13年9月21日 一部改正</p> <p data-bbox="633 320 952 347">平成14年4月17日 一部改正</p> <p data-bbox="633 360 952 387">平成14年6月25日 一部改正</p> <p data-bbox="633 400 952 427">平成14年9月17日 一部改正</p> <p data-bbox="633 440 952 467">平成15年3月12日 一部改正</p> <p data-bbox="633 480 952 507">平成15年6月19日 一部改正</p> <p data-bbox="633 520 952 547">平成15年10月8日 一部改正</p> <p data-bbox="633 560 952 587">平成16年4月1日 一部改正</p> <p data-bbox="633 600 952 627">平成16年4月16日 一部改正</p> <p data-bbox="633 639 952 667">平成16年9月28日 一部改正</p> <p data-bbox="633 679 952 707">平成16年10月18日 一部改正</p> <p data-bbox="633 719 952 746">平成17年3月29日 一部改正</p> <p data-bbox="633 759 952 786">平成17年9月16日 一部改正</p> <p data-bbox="633 799 952 826">平成18年3月20日 一部改正</p> <p data-bbox="633 839 952 866">平成18年9月21日 一部改正</p> <p data-bbox="633 879 952 906">平成18年11月29日 一部改正</p> <p data-bbox="633 919 952 946">平成18年12月27日 一部改正</p> <p data-bbox="633 959 952 986">平成19年3月14日 一部改正</p> <p data-bbox="633 999 952 1026">平成19年9月21日 一部改正</p> <p data-bbox="633 1038 952 1066">平成20年3月21日 一部改正</p> <p data-bbox="633 1078 952 1106">平成20年9月19日 一部改正</p> <p data-bbox="633 1118 952 1145">平成21年3月25日 一部改正</p> <p data-bbox="633 1158 952 1185"><u>平成21年9月29日 一部改正</u></p> <p data-bbox="185 1254 488 1281">第1条～第3条（略）</p> <p data-bbox="185 1334 792 1361">（特約書の更新時における支払限度額の変更等）</p> <p data-bbox="185 1374 952 1477">第4条 特約書締結者は、特約書の更新時に貿易一般保険運用規程別表第2の「支払限度額の取扱い」の欄において「設定する」とされている輸出契約等の相手方について支払限</p> | <p data-bbox="1055 177 1695 212">貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則</p> <p data-bbox="1346 240 1742 268">平成13年4月1日 01-制度-00027</p> <p data-bbox="1357 280 1742 308">沿革 平成13年9月21日 一部改正</p> <p data-bbox="1424 320 1742 347">平成14年4月17日 一部改正</p> <p data-bbox="1424 360 1742 387">平成14年6月25日 一部改正</p> <p data-bbox="1424 400 1742 427">平成14年9月17日 一部改正</p> <p data-bbox="1424 440 1742 467">平成15年3月12日 一部改正</p> <p data-bbox="1424 480 1742 507">平成15年6月19日 一部改正</p> <p data-bbox="1424 520 1742 547">平成15年10月8日 一部改正</p> <p data-bbox="1424 560 1742 587">平成16年4月1日 一部改正</p> <p data-bbox="1424 600 1742 627">平成16年4月16日 一部改正</p> <p data-bbox="1424 639 1742 667">平成16年9月28日 一部改正</p> <p data-bbox="1424 679 1742 707">平成16年10月18日 一部改正</p> <p data-bbox="1424 719 1742 746">平成17年3月29日 一部改正</p> <p data-bbox="1424 759 1742 786">平成17年9月16日 一部改正</p> <p data-bbox="1424 799 1742 826">平成18年3月20日 一部改正</p> <p data-bbox="1424 839 1742 866">平成18年9月21日 一部改正</p> <p data-bbox="1424 879 1742 906">平成18年11月29日 一部改正</p> <p data-bbox="1424 919 1742 946">平成18年12月27日 一部改正</p> <p data-bbox="1424 959 1742 986">平成19年3月14日 一部改正</p> <p data-bbox="1424 999 1742 1026">平成19年9月21日 一部改正</p> <p data-bbox="1424 1038 1742 1066">平成20年3月21日 一部改正</p> <p data-bbox="1424 1078 1742 1106">平成20年9月19日 一部改正</p> <p data-bbox="1424 1118 1742 1145">平成21年3月25日 一部改正</p> <p data-bbox="976 1254 1279 1281">第1条～第3条（略）</p> <p data-bbox="976 1334 1583 1361">（特約書の更新時における支払限度額の変更等）</p> <p data-bbox="976 1374 1742 1477">第4条 特約書締結者は、特約書の更新時に貿易一般保険運用規程別表代2の「支払限度額の取扱い」の欄において「設定する」とされている輸出契約等の相手方について支払限</p> | |

度額を設定しようとするときは、原則として、特約期間満了日の1月前までに企総登録等申請書を本店等に提出しなければならない。

第5条（略）

（保険の申込み）

- 第6条 特約書締結者は、特約書附帯別表第1に掲げる輸出契約等を締結したときは、締結した日の属する月の翌月の末日までに、輸出契約等の内容を案件ごとに明記した別紙様式第4による貿易一般保険包括保険（企業総合）（新規・変更・修正）申（込・請）書（OCRシート²103。以下「保険申込シート」という。）に別紙様式第5による貿易一般保険包括保険（企業総合）送り状（以下「送り状」という。）又は別紙様式第6による貿易一般保険包括保険（企業総合）申込書（以下「保険申込書」という。）に輸出契約等の内容を収録したフロッピーディスク（以下「F/D」という。）を添え、本店等（前条の規定に従って内諾を取得した案件にあっては、内諾申請書を提出した方に限る。）に提出するものとする。この場合において、一の輸出契約等で代金若しくは対価（以下「代金等」という。）が2以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が2以上にわたる場合又は貨物の輸出若しくは販売に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合は、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。ただし、当該輸出契約等が別表2に該当する場合は、別紙様式第7による貿易一般保険申込書に保険申込シート及び当該輸出契約等を証する書面を添えるものとする。
- 2 保険申込シートを提出する際には特約書締結者において申込番号を記入することとし、このうち一連番号の欄には特約書第13条に規定する追順番号を記入することとする。
- 3 被保険者は、約款第22条第1項の規定に基づき、保険契約締結後において輸出契約等に別表3に掲げる重大な内容

度額を設定しようとするときは、原則として、特約期間満了日の1月前までに企総登録等申請書を本店等に提出しなければならない。

第5条（略）

（保険の申込み）

- 第6条 特約書締結者は、特約書附帯別表第1に掲げる輸出契約等を締結したときは、締結した日の属する月の翌月の末日までに、輸出契約等の内容を案件ごとに明記した別紙様式第4による貿易一般保険包括保険（企業総合）（新規・変更・修正）申（込・請）書（OCRシート²103。以下「保険申込シート」という。）に別紙様式第5による貿易一般保険包括保険（企業総合）送り状（以下「送り状」という。）又は別紙様式第6による貿易一般保険包括保険（企業総合）申込書（以下「保険申込書」という。）に輸出契約等の内容を収録したフロッピーディスク（以下「F/D」という。）を添え、本店等（前条の規定に従って内諾を取得した案件にあっては、内諾申請書を提出した方に限る。）に提出するものとする。この場合において、一の輸出契約等で代金若しくは対価（以下「代金等」という。）が2以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が2以上にわたる場合又は貨物の輸出若しくは販売に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合は、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。ただし、当該輸出契約等が別表2に該当する場合は、別紙様式第7による貿易一般保険申込書に保険申込シート及び当該輸出契約等を証する書面を添えるものとする。
- 2 保険申込シートを提出する際には特約書締結者において申込番号を記入することとし、このうち一連番号の欄には特約書第13条に規定する追順番号を記入することとする。
- 3 被保険者は、約款第22条第1項の規定に基づき、保険契約締結後において輸出契約等に別表3に掲げる重大な内容

| | | |
|--|--|--|
| <p>変更等を行ったときは、当該変更の日から1月以内に第1項の規定に準じて本店等に変更申請を行うものとする。ただし、第1項ただし書の規定により貿易一般保険申込書により保険の申込を行ったものについては別紙様式第8による貿易一般保険変更承認申請書に当該変更を証する書類の写しを添えて変更申請を行うものとする。</p> <p>4 第1項本文の規定により保険の申込みを行ったものが、前項に規定する当該変更に伴い、別表2に該当することとなった場合は、第1項ただし書の規定に準じて貿易一般保険申込書に添えて変更申請を行うものとし、これ以降の当該案件に係る手続については、第1項ただし書の規定により保険の申込みを行ったものと同様とする。</p> <p>5 被保険者は約款第22条第6項の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、別紙様式第8による貿易一般保険変更承認申請書に承認の対象となる重大な内容変更等を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>6 被保険者は、第1項（ただし書の規定によるものを除く。）並びに第3項（ただし書の規定によるものを除く。）第7条第2項及び第10条に規定する手続きについて、電子メールを用いる場合は、日本貿易保険が別に定める方法によるものとする。</p> <p>第7条～第16条（略）</p> <p>（入金のお知らせ）</p> <p>第17条 被保険者は、危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第19条の規定に基づき、当該金額の入</p> | <p>変更等を行ったときは、当該変更の日から1月以内に第1項の規定に準じて本店等（<u>第1項の規定により保険申込書を提出した方に限り、名古屋支店に保険申込書を提出した保険契約者にとっては大阪支店とする。以下同じ。</u>）に変更申請を行うものとする。ただし、第1項ただし書の規定により貿易一般保険申込書により保険の申込を行ったものについては別紙様式第8による貿易一般保険変更承認申請書に当該変更を証する書類の写しを添えて変更申請を行うものとする。</p> <p>4 第1項本文の規定により保険の申込みを行ったものが、前項に規定する当該変更に伴い、別表2に該当することとなった場合は、第1項ただし書の規定に準じて貿易一般保険申込書に添えて変更申請を行うものとし、これ以降の当該案件に係る手続については、第1項ただし書の規定により保険の申込みを行ったものと同様とする。</p> <p>5 被保険者は約款第22条第6項の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、別紙様式第8による貿易一般保険変更承認申請書に承認の対象となる重大な内容変更等を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>6 被保険者は、第1項（ただし書の規定によるものを除く。）並びに第3項（ただし書の規定によるものを除く。）第7条第2項及び第10条に規定する手続きについて、電子メールを用いる場合は、日本貿易保険が別に定める方法によるものとする。</p> <p>第7条～第16条（略）</p> <p>（入金のお知らせ）</p> <p>第17条 被保険者は、危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第19条の規定に基づき、当該金額の入金のあった日から1月以内かつ保険金請求まで（保険金の</p> | |
|--|--|--|

| | | |
|---|---|--|
| <p>金のあった日から1月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に別紙様式第14-1による貿易一般保険（船積前）入金通知書又は別紙様式第14-2による貿易一般保険（船積後）入金通知書（以下「入金通知書」という。）を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p> <p>第18条～第31条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成21年10月1日から実施する。</u></p> <p>別表1 （略） 別表2 （略）</p> | <p>請求時を含む。）に別紙様式第14-1による貿易一般保険（船積前）入金通知書又は別紙様式第14-2による貿易一般保険（船積後）入金通知書（以下「入金通知書」という。）を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p> <p><u>2 国際約束に基づき商業上の債務の繰延が行われている債権に該当する場合にあっては、危険発生通知書又は損失発生通知書提出以前の入金についても前項の規定に準じて入金通知書を提出するものとする。</u></p> <p>第18条～第31条（略）</p> <p>別表1 （略） 別表2 （略）</p> | |
|---|---|--|

別紙様式第1-1

貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書締結申込書

独立行政法人日本貿易保険 御中

貿易一般保険包括保険(企業総合)に関し貴殿が定められたすべての規定に同意し、貿易一般保険包括保険(企業総合)手続細則第1条の規定に基づき、下記の記載事項により貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書の締結を申し込みます。

年 月 日

住所
 申込者
 代表者氏名 _____ 印

記

- 1 特約書締結者の特約書対象単位及び部門名又は貨物名の登録
 特約書の対象【特約書締結者単位 又は 部門単位 又は 貨物単位】
 [注1]希望する対象単位を で囲んで下さい。部門単位又は貨物単位を で囲んだ場合は、下記の別添1～3(任意様式)を提出下さい。
- (1) 部門単位を選択した場合
 申込者組織図(別添1)
 当該部門を一表にまとめた書類(別添2)
- (2) 貨物単位を選択した場合
 貨物名(HSコード(4桁又は6桁)及び当該HSコードの品名)を一表にまとめた書類(別添3)
- 2 付保対象輸出契約等及びてん補危険の範囲
 イ 対象契約金額【 円以上】
 [注2]希望する契約金額の下限(すそ切り金額)を記入して下さい。
- ロ 仲介貿易契約【含む 又は 含まない】
 [注3]法第2条第12項に規定する仲介貿易契約(いわゆる100%仲介貿易契約)を付保対象としたい場合は、「含む」を で囲んで下さい。
- ハ 再販売契約【含む 又は 含まない】
 [注3]申込者の海外支店等が行う再販売契約を含む輸出契約を付保対象としたい場合は、「含む」を で囲んで下さい。
- ニ 子会社等向け契約【 全て含む 又は 全て含まない 又は 一部含まない】
 [注4] 子会社等向け契約の全てを付保対象としたい場合は、「全て含む」を で囲んで下さい。
 子会社等向け契約の全てを付保対象外としたい場合は、「全て含まない」を で囲んで下さい。
 子会社等向け契約の一部を付保対象外としたい場合は、「一部含まない」を で囲んだ上で、下記の<付保対象外とする国カテゴリー表>の空欄にA～Hのアルファベットを記入して下さい。
- <付保対象外とする国カテゴリー表>
 仕向国:【 】カテゴリー以上 支払国(保証国がある場合は保証国):【 】カテゴリー以上
- ホ 増加費用に係るてん補危険【希望する 又は 希望しない】
 [注5]約款第3条第3号に規定するてん補危険のてん補を希望される場合は、「希望する」を で囲んで下さい。

<備考>
 [注6] 貿易一般保険運用規程(平成13年4月1日 01 - 制度-00034)第54条の規定に従い、上記2イにより設定する金額及び同ロ、ハ、ニ及びホを部門ごとに選択する場合は、部門ごとにまとめた書類(別添4(任意様式))を提出して下さい。
 [注7] 新規に特約書の締結を申し込み場合は、別紙の貿易取引状況報告書(任意のフォームでも可)及びその他日本貿易保険から求められた書類を添付して下さい。

コメント:2009年4月制度改正時の買一運用54条(部門選択の上限撤廃)の改訂内容がシートに正確に反映されていなかったことに対応するもの。

別紙様式第1-1

貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書締結申込書

独立行政法人日本貿易保険 御中

貿易一般保険包括保険(企業総合)に関し貴殿が定められたすべての規定に同意し、貿易一般保険包括保険(企業総合)手続細則第1条の規定に基づき、下記の記載事項により貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書の締結を申し込みます。

年 月 日

住所
 申込者
 代表者氏名 _____ 印

記

- 1 特約書締結者の特約書対象単位及び部門名又は貨物名の登録
 特約書の対象【特約書締結者単位 又は 部門単位 又は 貨物単位】
 [注1]希望する対象単位を で囲んで下さい。部門単位又は貨物単位を で囲んだ場合は、下記の別添1～3(任意様式)を提出下さい。
- (1) 部門単位を選択した場合
 申込者組織図(別添1)
 当該部門を一表にまとめた書類(別添2)
- (2) 貨物単位を選択した場合
 貨物名(HSコード(4桁又は6桁)及び当該HSコードの品名)を一表にまとめた書類(別添3)
- 2 付保対象輸出契約等及びてん補危険の範囲
 イ 対象契約金額【 円以上】
 [注2]希望する契約金額の下限(すそ切り金額)を記入して下さい。
- ロ 仲介貿易契約【含む 又は 含まない】
 [注3]法第2条第12項に規定する仲介貿易契約(いわゆる100%仲介貿易契約)を付保対象としたい場合は、「含む」を で囲んで下さい。
- ハ 再販売契約【含む 又は 含まない】
 [注3]申込者の海外支店等が行う再販売契約を含む輸出契約を付保対象としたい場合は、「含む」を で囲んで下さい。
- ニ 子会社等向け契約【 全て含む 又は 全て含まない 又は 一部含まない】
 [注4] 子会社等向け契約の全てを付保対象としたい場合は、「全て含む」を で囲んで下さい。
 子会社等向け契約の全てを付保対象外としたい場合は、「全て含まない」を で囲んで下さい。
 子会社等向け契約の一部を付保対象外としたい場合は、「一部含まない」を で囲んだ上で、下記の<付保対象外とする国カテゴリー表>の空欄にA～Hのアルファベットを記入して下さい。
- <付保対象外とする国カテゴリー表>
 仕向国:【 】カテゴリー以上 支払国(保証国がある場合は保証国):【 】カテゴリー以上
- ホ 増加費用に係るてん補危険【希望する 又は 希望しない】
 [注5]約款第3条第3号に規定するてん補危険のてん補を希望される場合は、「希望する」を で囲んで下さい。

<備考>
 [注6] 貿易一般保険運用規程(平成13年4月1日 01 - 制度-00034)第54条の規定に従い、上記2イにより設定する金額及び同ロ、ハ、ニ及びホを部門ごとに選択する場合は、部門ごとにまとめた書類(別添4(任意様式))を提出して下さい。
 [注7] 新規に特約書の締結を申し込み場合は、別紙の貿易取引状況報告書(任意のフォームでも可)及びその他日本貿易保険から求められた書類を添付して下さい。

別紙様式第10-1

貿易一般保険質権等設定承諾申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

質権・譲渡担保設定者(被保険者) 代表質権者・譲渡担保権者
 住所 住所
 氏名 印 氏名 印

貿易一般保険包括保険(企業総合)手続細則第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

| | |
|-----------------------|--------------|
| 保険証券番号 | |
| 保険契約締結日 | 年 月 日 |
| 質権・譲渡担保権の別 | 質権・譲渡担保権 |
| 質権等の目的 | 保険の目的・保険金請求権 |
| 質権等設定の内容 | 別添資料のとおり。 |
| 質権者・譲渡担保権者による保険金全額の請求 | 請求する・請求しない |
| 備考 | (連絡先) |

注：代表質権者・譲渡担保権者以外の質権者・譲渡担保権者は添付資料中に記載して下さい。
は、申請書提出時点で「請求する」か「しない」かが決定していない場合は、右の項目を取消線で消して下さい。

承諾証

年 月 日

上記の貿易一般保険質権等設定承諾申請は、

| |
|----------------|
| 申請のとおり承諾します。 |
| 次の条件を付して承諾します。 |
| 承諾しません。 |

条件

独立行政法人日本貿易保険

別紙様式第10-1

貿易一般保険質権等設定承諾申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

質権・譲渡担保設定者(被保険者) 代表質権者・譲渡担保権者
 住所 住所
 氏名 印 氏名 印

貿易一般保険(企業総合)手続細則第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

| | |
|------------|--------------|
| 保険証券番号 | |
| 保険契約締結日 | 年 月 日 |
| 質権・譲渡担保権の別 | 質権・譲渡担保権 |
| 質権等の目的 | 保険の目的・保険金請求権 |
| 質権等設定の内容 | 別添資料のとおり。 |
| 備考 | (連絡先) |

注：代表質権者・譲渡担保権者以外の質権者・譲渡担保権者は添付資料中に記載して下さい。

承諾証

年 月 日

上記の貿易一般保険質権等設定承諾申請は、

| |
|----------------|
| 申請のとおり承諾します。 |
| 次の条件を付して承諾します。 |
| 承諾しません。 |

条件

独立行政法人日本貿易保険

別紙様式第16

貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

申請者

住所

氏名 印

貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 保険金請求期間内に請求できない理由
2. 必要となる猶予期間（見込）
3. エビデンスの確保状況
（別添として、エビデンス等を添付して下さい。）
4. 損失防止軽減義務の履行状況

| | | |
|---------------------------------------|-------------|-----------------|
| 保険証券番号 | | |
| 保険契約締結日 | 年 月 日 | |
| 被保険者 <small>（申請者と異なる場合に記入）</small> | 住所： 氏名： | 仕向国 |
| 契約の相手方 | (ハイヤ-コード:) | (国コード:) |
| 支払人 | (ハイヤ-コード:) | 支払国 (国コード:) |
| 保証人 | (ハイヤ-コード:) | 保証国 (国コード:) |
| 決済期限 <small>（船積前の場合は事故確定日）</small> | | |
| 保険事故該当金額 | | |
| 損失発生（危険発生）通知日 | 年 月 日 | |
| 備考 | (連絡先) | |

別紙様式第16

貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

申請者

住所

氏名 印

貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 保険金請求期間内に請求できない理由
2. 必要となる猶予期間（見込）
3. エビデンスの確保状況
（別添として、エビデンス等を添付して下さい。）
4. 損失防止軽減義務の履行状況

| | | |
|---------------------------------------|-------------|-----------------|
| 保険証券番号 | | |
| 保険契約締結日 | 年 月 日 | |
| 被保険者 <small>（申請者と異なる場合に記入）</small> | 住所： 氏名： | 仕向国 |
| 契約の相手方 | (ハイヤ-コード:) | (国コード:) |
| 支払人 | (ハイヤ-コード:) | 支払国 (国コード:) |
| 保証人 | (ハイヤ-コード:) | 保証国 (国コード:) |
| 決済期限 <small>（船積前の場合は事故確定日）</small> | | |
| 保険事故該当金額 | | |
| 損失発生（危険発生）通知日 | 年 月 日 | |
| 備考 | (連絡先) | |

承認証

年 月 日

上記の貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請は、

| | |
|--|----------------|
| | 申請のとおり承認します。 |
| | 次の条件を付して承認します。 |
| | 承認しません。 |

条件

独立行政法人日本貿易保険